



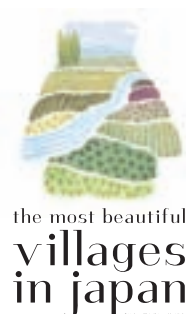
平成22年消防団出初式

腰原長野県副知事が出初式のため来村下さいました

2010
1 広報

おおしか

No.202 ◇平成22年1月発行／大鹿村役場 ◇印刷／龍共印刷株式会社



年頭のごあいさつ

大鹿村長 柳島貞康



新年明けましておめでとうございます。平成十二年の初頭にあたり、皆様方希望に満ちた新年をお迎えのことと心からお慶びを申し上げます。また、日頃から村政に対する温かいご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、念願でありました松川インター大鹿線の滝沢工区が完成し、時間の短縮と通行の安全安心が確保されました。十七年五月の事故が契機であったわけですが、多くの方々のご協力によりまして完成されましたこと、改めてお礼申し上げます。

景気の先行きは、なかなかいい方向として見えてきていませんので、国を始めとして税収が増えず、国はもちろん行政機関全体に状況判断が非常に難しくなってきました。さらに総選挙による政権交代により、地方自治体を取り巻く環境は、各種の交付金・補助金の削減や変更など、大きな変化が予想されます。特に公共事業については、厳しい内容になっています。しかし、今後の政権は、コンクリートから人への考えでありますので、子育て支援、年金などに直接関わる事項については、希望を持って国の動向を見極める中で、最善の対応をしていきたいと考えております。

ここ数年、村民の皆様にはご苦勞をお掛けしておりますが、大鹿村は「日本で最も美しい村連合」に加盟し、自治会や多くのボランティアグループなど活動により、村内の環境美化が進み、美しい村として全国的に名前が知られてきました。この活動に關しまして改めて感謝申し上げますと共に、本年も継続して取り組んで戴きますようお願い致します。この美しい村大鹿に、先ず訪れて戴き、次にリピーターに、そして消費の拡大と定住を目標に活動をしていきます。また、本年はこの連合設立から五年を経過したため、本村は再審査を受けることとなります。今までやってきたことが評価され、引き続き連合の一員でいられることを願うものですが、私たちが行ってきたことは間違いなく評価されるものと信じております。

先述のように状況判断の難しい時期になってまいりました。広域連合や北部総合事務組合との協調を図り、皆様の建設的なご意見ご提案を戴きながら村政に取り組んで参りたいと考えております。

本年も皆様方の益々のご協力をお願いいたし、新しい年が村民の皆様方にとって幸せな一年でありますようご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

大鹿村議会議員 松下隆夫



新年明けましておめでとうございます。年頭に当たり、村議会を代表して村民の皆様方のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げます。日頃は議会活動に対し、ご支援と激励を賜っております事に深く感謝申し上げます。昨年は、金融危機による経済不況、異常気象による農作物への影響、国政に於いては、政権交代、新型インフルエンザの流行等々揺れ動いた年でありました。

ご承知のように「日本で最も美しい村連合」につきましても、加盟して五ヶ年を迎え、村民の皆様のご理解のもと地域の美しい環境づくりを進めております。伝統文化である歌舞伎を中心に、恵まれた景観を保全し大鹿村の価値を高めるべく美しい村づくりに具体的な計画の下、村民の皆様方の尚一層のご尽力を賜りたいと思います。

大鹿村にとって生命線ともいべき松川インター大鹿線の滝沢トンネル工事も完成し、昨年暮れに開通となり松川までが短縮されましたが、まだまだ改良工事を進めなければと思っております。今後に於いて、災害に強い地域づくりのために直轄による治山治水事業をはじめ国道改良に向けて、積極的に促進に努めて参りたいと思います。しかしながら、国政に於いて政権交替により先行きが不透明で混迷しており、また県に於いても税収入等が落ち込む中で予算編成にも厳しい財政での先行きも気になり、地方で必要な公共事業の削減が予想され、支障が生じることが危惧されます。我々小規模自治体に於いては、少子高齢化の村として、福祉・医療・介護対策等々多くの課題が山積みしており、安全で安心して暮らせる地域づくりをすすめる所存であります。

今後「地域主権」の地方分権の成り行きが問われますが、分権が進めば地方も意識改革が必要であり、主体的な自治体運営ができるよう、私たち議会も機能を十分に果たせることが大切であり議員一人ひとりが資質を向上させ活動を活性化しなければと思います。

今後とも村民の皆様方の尚一層のご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。この一年が村民の皆様方にとって輝かしい一年であることをご祈念し、私の年頭のご挨拶といたします。

平成21年12月 大鹿村議会定例会報告

平成二十一年十二月大鹿村議会定例会が十二月十日から十六日までの七日間の会期で開会されました。今定例会に提案された議案等は、報告一件、付議事件七件、議員発議二件すべて原案どおり可決・選挙されました。請願一件は不採択となりました。また、一般質問は三名の議員からありました。

報 告

報告第一号 平成二十一年度定期監査報告について

付議事件

議案第一号 平成二十一年度大鹿村一般会計補正予算（第五号）について

議案第二号 平成二十一年度大鹿村国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について

議案第三号 平成二十一年度大鹿村立診療所特別会計補正予算（第三号）について

議案第四号 平成二十一年度大鹿村営水道特別会計補正予算（第二号）について

議案第五号 平成二十一年度大鹿村介護保険特別会計補正予算（第二号）について

議案第六号 南信州広域連合が処理する事務及び南信州広域連合規約の変更について

議案第七号 大鹿村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議員発議

発議第一号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出につ

いて
発議第二号 農家経営に対する総合的な支援を求める意見書及び戸別所得補償制度の創設に関する意見書の提出について

請 願

○後期高齢者医療制度の廃止と市町村国保の改善を求める請願 不採択

一 般 質 問

「熊谷英俊議員」

*美しい村連合と景観条例について

（村長）美しい村連合三十三町村となりました基本的理念については議員さんのおっしゃるとおりであります、ランク付けと言うお話でしたがその様な、一町村をとらえたランク付けのお話は聞いておりません。来年度は大鹿は再審査を受けるようになります、今までどのようによつて来たか評価を受けるようになります。その中でどのように評価されるかはわかりませんが、過去五年間進めてきたことを踏襲していくことが一番ではないかと思えます。

景観条例の考え方として、届出の義務が発生します。その事については住民の皆さんに理解して頂くため、自治会懇談会を進めさせていたたいております。その後、研究委員会的なものをつくり時間はかかりますが進めていきたい。秋葉古道の件ですが、景観保護区域という言葉は提案していただきましたがどのようにな関わり方になるかご意見として承り、今後も研究していきたい。

りますので、教育長より説明していただきます。
（教育長）歌舞伎の衣裳部屋については、一階で出し入れが出来れば良いと思います。可能性はある場所は図書室だと思えます。今後図書室のあり方、村民の皆様方の図書の利用の仕方等を教育委員会検討して方向性をしめして行きたい。

行つて来た経過はありますが、一般企業への研修は過去行っておりません。このところ職員数の減少により出来ておりませんが、必要性的検討、改革すべき意識の方向を的確につかむ事が大事であるので、今後の研修の策としては県への交換派遣研修を前向きに考えたい。

*旧小洪橋の近代土木遺産の申請の進み具合について。
（村長）九月議会で調査費用を可決していただきました、その後の進捗につきましては教育長さんよりお答えしていただきます。

（教育長）登録申請のため、長野県教育委員会を経由して文化庁に上げる資料を作成中でございます。資料作成あたりでは元信州大学工学部の小西先生に依頼してあります、関係資料が整いますと文化庁長官宛に大鹿村教育委員会の意見書及び長野県教育委員会の進達書を添えて申請します。但し、申請前に文化庁の担当官の現地視察が必要となりますので、県教委と連絡を取り合つて進めていきます。

*来年度予算について
（村長）平成二十二年予算編成会議を八日に行いました、経常的事業は本年度並みに行つて行きたい、美しい村づくりの関連した事業、村道、林道等の防災対策、農林業を中心とした産業の活性化のため、獣害防止施設や林業振興のため作業道の整備、浄化槽の設置補助以外に維持経費の補助、エコエネルギー推進のため、小水力発電やソーラー発電の普及など取り組んで行きたい。

*職員一般企業への派遣を考えないか。
（村長）過去、長野県への研修や村内法人への派遣などは

「小沢 正議員」
*鹿塩地区館の駐車場の件について
（村長）鹿塩地区館周辺の駐車場が足りないのは感じておりますが、ゲートボール場を使うことも出来ますし、現在の所旧大鹿工業の建物の周辺を活用していただきたい。

*歌舞伎の衣裳部屋の整備について
（村長）保存会の皆様が大変苦勞されていることはお手伝いする中で分かってまいりましたが、小道具、衣装を慎重に扱っておくことは承知しております、出し入れや、管理について今より楽に出来るような適当な場所があれば良い分けですが、この建物の中となれば教育委員会の所管とな

（村長）九月議会で調査費用を可決していただきました、その後の進捗につきましては教育長さんよりお答えしていただきます。

大鹿村選挙管理委員会 委員選任

12月定例会において、任期満了に伴う大鹿村選挙管理委員の議会による選挙により次の方々が、委員及び補充員に当選されました。

選挙管理委員会委員

大久保	智	夫
漆	原	昇
松	梶	千
野	牧	勲

大鹿村選挙管理委員会 委員補充員

1 番	池	田	まゆみ
2 番	多	田	周
3 番	梶	俊	男
4 番	平	多	修

大鹿村人事行政の運営等

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①部門別職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)			対前年増減数(人)		備 考
		19年	20年	21年	20年	21年	
総務	務	6	6	6	0	0	
税務	務	2	2	2	0	0	
農林	林	6	6	5	0	-1	
商工	工	2	2	2	0	0	
土木	木	2	2	2	0	0	
小計		18	18	17	0	-1	
民生	生	7	7	5	0	-2	
衛生	生	2	2	2	0	0	
小計		9	9	7	0	-2	
一般行政	計	27	27	24	0	-3	
教育	育	4	4	4	0	0	
小計		4	4	4	0	0	
水道	道	1	1	1	0	0	
診療所	療 所	5	4	4	-1	0	
その他	の 他	3	3	3	0	0	
小計		9	8	8	-1	0	
合計		40	39	36	-1	-3	

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員をなどを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

②一般行政職の級別職員数の状況

(平成21年4月現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事補主事	主任・主査	係長・主幹	課長課長補佐	村長が定める課長	村長が特に定める課長	
職員数	3	3	12	2	4	0	24
構成比	13%	13%	50%	8%	17%	0%	100%

2. 職員の給与の状況

①人件費の状況 普通会計決算

区 分	住民基本台帳人口(人)	歳出額 A(千円)	人件費 B(千円)	人件費率 B/A(%)
20年度	1,231	2,038,482	242,017	11.9%
19年度	1,259	2,040,279	262,326	12.9%

②職員給与費の状況 普通会計一般職員

区 分	職員数(人)	給 与 費(千円)		
		給料	職員手当	計
21年度	33	112,169	80,278	192,447
20年度	33	121,903	85,634	207,537

(注)予算に計上された額です。

③職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成21年4月現在)

	区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	大鹿村	283,255円	40.8歳

④特別職の報酬等の状況 (平成21年4月現在)

	給 料		報 酬
村 長	685,000円 (548,000円)	議 長	233,000円 (205,040円)
助 役	592,000円 (485,440円)	副 議 長	161,000円 (141,680円)
教 育 長	519,000円 (425,580円)	委 員 長	148,000円 (133,200円)
上段: 条例で定められた月額 下段: 平成21年度1年間の月額		議 員	135,000円 (121,500円)

3. 職員の勤務時間その他の勤務状況

①職員の勤務時間と休日 (平成21年4月現在)

一週間の勤務時間 40時間	勤務時間の割り振り			
	始 業	終 業	休憩時間	週休日
	8:30	17:30	12:00~13:00	土・日曜日

②年次有給休暇の状況 (平成19年度実績)

総付与日数	総使用日数	職員数	1人当たり 平均使用日数	消化率
1,353	389	36	10.8	29%

4. 職員の分限及び懲戒処分

該当無し

5. 職員のサービスの状況

特記事項無し

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

区 分	団 体 等
加入保険制度	長野県市町村職員共済組合
福 利 厚 生	長野県市町村互助会 大鹿村職員等親睦会

7. 公平委員会報告事項

勤務条件に関する措置要求
不利益処分に関する不服申立て

要求無し
申立て無し

平成21年度 表彰者一覧

団員関係

表彰機関	表彰内容	受章者氏名
長野県消防協会	功 績 章	北 島 泰 治
	功 労 章	紙 谷 雅 幸
	功 労 章	湯 澤 信 行
	努 力 章	田 中 康 啓
	精 績 章	森 本 千 佳 志
	技 術 章	多 田 聡
	精 勤 章	釜 村 孝 一
	精 勤 章	今 村 勝 利
	精 勤 章	多 田 一 郎
飯伊消防協会	功 労 章	下 澤 寛
	功 労 章	菅 沼 孝 哲
北部地区班	努 力 章	本 田 章 吾
	努 力 章	近 藤 光 央

退団者関係

消防庁長官	退 職 報 償	神 崎 鋭 介
	退 職 報 償	駒 瀬 工
飯伊消防協会長	感 謝 状	神 崎 鋭 介
	感 謝 状	駒 瀬 工
大鹿村消防団長	感 謝 状	神 崎 鋭 介
	感 謝 状	駒 瀬 工
	感 謝 状	片 桐 豊 弥

平成22年

大鹿村消防団出初式

平成二十二年大鹿村消防団出初式が一月六日に挙行されました。

賞した前年度退団者は緊張した趣で賞状を受け取っていました。

式典では消防団活動に尽力された団員・前年度退団者に対し、それぞれの表彰が行われました。今年には副知事も来賓として参列され、消防庁長官報償の伝達を行うなど、受

その他、来賓からのご祝辞をいただき、屋外においては閲団が行われ、厳粛かつ盛大な出初式となり、今年一年の無災害を祈念しました。

役場西側(役場と国道の間)に
公衆トイレを建設中です。

近年、大鹿村を訪れる方が増加しており、併せて観光シーズンなど役場窓口で村の情報を訪ねられる方が増えています。

また、その際公衆トイレについても訪ねられるのですが、現在バス車庫東側に公衆トイレはあるものの規模が小さく、一度に多くの方が訪れたときは対応に苦慮する時もあります。

そこで、役場等へお出での村民の皆様や、村を訪れる

方々にご利用

いただくよう、

役場西側に公

衆トイレを現

在建設してい

ます。

三月下旬完

成を目途に工

事を進めてお

ります。完成

後の様子は広

報等を通じて

お知らせしま

すのでお願い

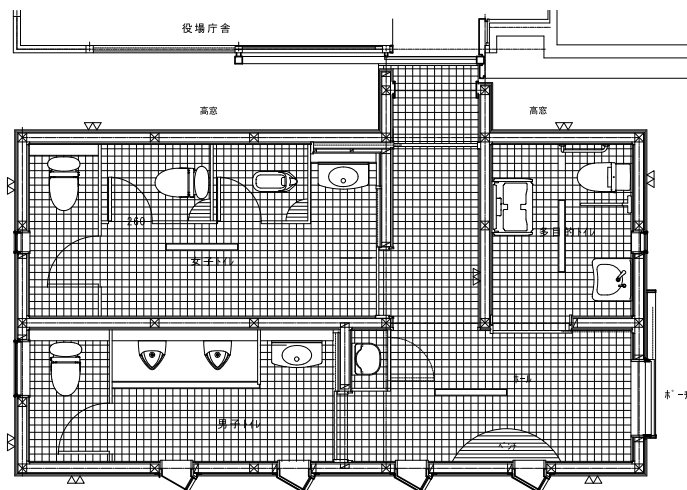
します。

なお、完成

予定の建物平

面図は次のと

おりです。



消防詰所・積載車等更新状況

大鹿村では平成20年度から、小型動力ポンプの更新を行っており、平成22年度には村内消防団が使用する小型動力ポンプの更新が全て完了する予定です。それに加え、国からの交付金事業を活用し、消防詰所の新築・積載車の更新といった事業も進んでいます。

そこで今回はこうした事業について紹介します。

○小型動力ポンプ

大鹿村での火災に対しては、中継作業が必須となる事を考慮し、元ポンプとしてパワーのあるB-2級ポンプと、人力での運搬に容易な軽量のC-1級ポンプの2種類を導入しています。

B-2級ポンプは、環境と騒音に配慮した4ストロークエンジンの機種であり、放水中でも普通に会話ができるほど静かなポンプです。C-1級ポンプは大鹿村の団員数減少をカバーするため、中継に入った際無人でも自動で圧力を設定してくれる自動中継装置付きのポンプです。



B-2級ポンプ



C-1級ポンプ

○積載車

積載車は交付金事業で、西の普通積載車と文満の軽四積載車の2台を更新します。普通積載車は3面シャッター式の箱形荷台、軽四積載車はデッキバンタイプの4人乗りとなり、現在発注済みで平成22年2月末納車予定です。

更に、総務省消防庁から無償貸与ということで、救助資機材搭載車が
大鹿村に貸与され、市場の積載車として更新する事になりました。この車輛は小型動力ポンプの他、エンジンカッター・チェーンソー・油圧カッター等、救助資機材も併せて搭載されており、村内での救助活動にも活用できる車輛です。



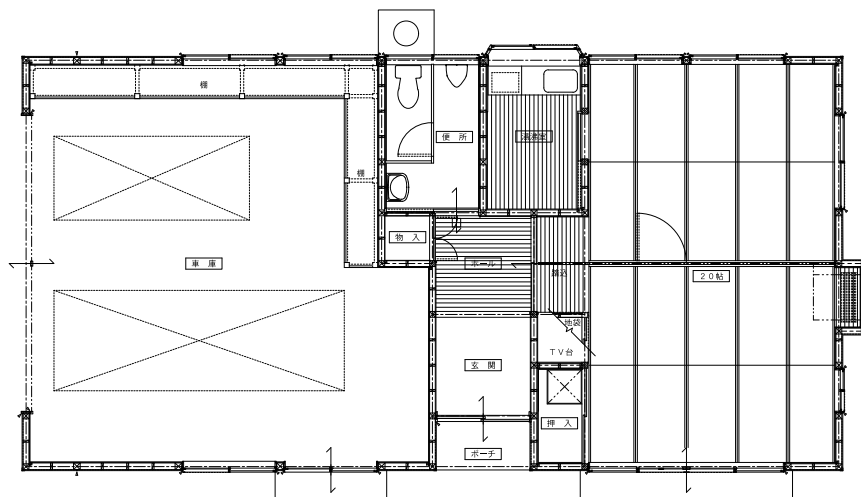
救助資機材搭載車輛（消防庁貸与）



軽四積載車

○消防詰所

消防詰所は交付金事業で、文満詰所を新築します。場所は筒井輪店の向かいに移転し、将来的に団員減少に伴う班の統合も念頭に置きながら、普通積載車と軽四積載車の2台を収容できる車庫としました。現在工事が進んでおり、平成22年2月末完成予定です。



税 務 だ よ り

平成22年 1 月号

確定申告と納税相談のお知らせ

※昨年と同様に『村県民税の申告書』は配布しません。以下をお読みいただきまして、申告が必要な方は申告期限内に申告をお願いします。（※大鹿村納税相談日程表を参照ください。）

●大鹿村に村県民税の申告が必要な方

◎平成22年1月1日現在、大鹿村に居住する方で次に該当する方は、大鹿村に村県民税の申告が必要です。

○給与所得者で

- ・給与所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ・2ヶ所以上から給与の支払を受けた方
- ・平成21年中に退職し、その後就職していない方や、アルバイト、パートなどで勤務先から役場に給与支払報告書の提出がない方

○公的年金収入のみで所得税が源泉徴収されていない方で

- ・65歳以上で年金収入額が148万円を超える場合
- ・65歳未満の方で年金収入額が98万円を超える場合

○所得がなく、どなたにも扶養されていない方

○金額の多少に関わらず上記以外の所得があった方

※上記に該当される方で申告がないと…

所得証明等の発行や国民健康保険税の軽減措置及び国民年金の免除申請等に不利になる場合があります。

●村県民税の申告をしなくてもよい方

◎次の方は大鹿村に村県民税の申告をする必要がありません。

○所得税の確定申告書を税務署へ提出する方

○1箇所からの給与のみで他に所得がなく、年末調整の内容に変更がない方

○公的年金収入のみで所得税が源泉徴収されていない方で

- ・65歳以上で年金収入額が148万円以下の場合
- ・65歳未満の方で年金収入額が98万円以下の場合

※社会保険料控除、扶養控除、医療費控除等の控除を受けようとする方は申告が必要です。

●税務署に所得税の確定申告が必要な方

◎次の方は、税務署に『所得税の確定申告書』を提出してください。

○税務署から確定申告書が送付されている方

○給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方

○営業所得、譲渡所得、山林所得のあった方

○雑損控除、医療費控除や住宅借入金等特別控除などで所得税の還付を受ける方

○上記のほか特に相談を希望される方は、直接飯田税務署においてご相談下さるようお願いします

※上記に該当する方は、大鹿村の申告相談会場にお越しいただいても税務署での申告相談をお勧めする場合があります。

* 飯田税務署での確定申告及び申告期間は次のとおりです

平成21年分所得税の確定申告：平成22年2月16日(火)～3月15日(月)

★ただし、土・日曜日、祝日等は閉庁となります。

★確定申告による所得税の納期限は平成22年3月15日(月)です。

【e-Tax(イータックス)で確定申告(国税電子申告・納税システム)】

確定申告の手続きは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からの電子申告をお勧めします。e-Taxで確定申告すると一定の要件の下、5千円の税額控除が受けられます。

◎詳しくは…国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認されるか、飯田税務署(☎22-1165)におたずねください。

(注意) 申告、納税が遅れると…

期限内に申告や納税をしなかったり、間違った申告をしますと、後から不足の税を納めるばかりでなく、加算金や延滞金を納めることになります。

●納税相談に必要なものは次のとおりです。

○印鑑

○農業所得のある方は「収支計算の手引」等により、収支内訳をまとめた書類

○営業や不動産所得のある方は、収入、支出のわかる書類

○給与所得者、公的年金受給者は、源泉徴収票または支払証明書

○各種控除証明書、領収書

生命保険料、地震保険料(旧長期損保)、国民健康保険税、国民年金・農業者年金などの保険料、介護保険料、医療費、介護負担金、寄付金、その他控除に必要な書類

○障害者控除を受ける方は、障害者手帳、その他必要な証明

※必要であるか不明な場合はすべてご持参ください。

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方へ

●控除しきれなかった分は、住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

●申告が必要となります。 申告期限：平成22年3月15日(月)

平成20年度以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成21年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合は、平成22年3月15日までに、平成22年1月1日現在お住まいの市町村の税務担当又は所管の税務署へ下記の手続きにより『市町村民税・道府県民税住宅借入金特別税額控除申告書(以下「住民税住宅ローン特別税額控除申告書」)』を提出してください。

●手続きについて

所得税の確定申告をされる方、されない方によって「住民税住宅ローン特別税額控除申告書」の種類が違います。また、提出先も違いますのでご注意ください。

①給与収入のみを有しており、すでに年末調整が済んでいる方で、所得税の確定申告をされない方

➡「住民税住宅ローン特別税額控除申告書」に源泉徴収票を添付して市町村役場の税務担当へ提出してください。

②所得税の確定申告をされる方

➡所得税の確定申告書と一緒に「住民税住宅ローン特別税額控除申告書」を所管の税務署へ提出してください。

※「住民税住宅ローン特別税額控除申告書」は、役場税務係窓口にありますので、必要な方はお申し出下さい。

大鹿村 納税相談日程表

■受付時間 午前9:00～午後4:00（＊2月16日及び3月15日は午前9:00から正午まで。）

■日 程 下表のとおり（土・日を除く）

期 日			会 場	自 治 会 割 当	
				午 前	午 後
2月	16	火	大鹿村役場 2階研修会議室	落 合	
	17	水	〃	＊ 予 備 日	
	18	木	大鹿村交流センター	下 市 場 一	
	19	金	〃	下 市 場 二	
	20	土			
	21	日			
	22	月	大鹿村交流センター	上 市 場 ・ 文 満 団 地	
	23	火	〃	上 蔵	
	24	水	〃	釜 沢 ・ 清 水	沢 戸
	25	木	〃	上 青 木 ・ 深 々 沢	中 尾
	26	金	〃	文 満	
	27	土			
	28	日			
3月	1	月	大鹿村交流センター	下 青 木	＊ 指定日に都合のつかない方
	2	火	大鹿村役場 2階研修会議室	＊ 予 備 日	
	3	水	公民館 鹿塩地区館	梨 原	沢 井 ・ 入 沢 井
	4	木	〃	大 栗	＊ 指定日に都合のつかない方
	5	金	〃	塩 河	
	6	土			
	7	日			
	8	月	公民館 鹿塩地区館	中 峰	西
	9	火	〃	塩 原	北 入 一 ・ 二
	10	水	〃	河 合 ・ 南 山	＊ 指定日に都合のつかない方
	11	木	大鹿村役場 2階研修会議室	北の原・農業青色申告者	
	12	金	〃	＊ 予 備 日	
	13	土			
	14	日			
	15	月	大鹿村役場 2階研修会議室	＊ 指定日に都合のつかない方	

＊ 指定日以外の場合はお待ちいただくことがあります。

＊ 都合により会場を変更することがあります。

固定資産税(家屋)調査のお願い

大鹿村では、固定資産税の課税をするうえで適正な評価を確保するため、実地調査を行っております。家屋調査については次のとおりです。

1. 家屋を新・増築したときに、建主に事前連絡などを行いながら評価を行う「新・増築調査」（店舗や事務所、また車庫や物置など小規模な建物も対象となる場合があります。）
2. 家屋課税台帳に登録されている内容（所在地番・用途・構造・床面積など）と比較し、増築や未調査の家屋、取り壊しなどがある家屋を調査する「全戸調査」

全戸調査は、既に課税されている家屋との公平を期し、公正で

適正な課税を目的として実施するものです。調査方法は、税務係の職員が調査に行き、家屋の図面と実際の家屋を照らし合わせながら外観確認します。確認のため聞き取りをする場合もありますので、調査中は、大変ご迷惑をお掛けしますがご協力をお願いします。

なお、調査に伺う際に職員は『固定資産評価補助員証』を携帯しています。

◎お願い

建物の取り壊し・新築・増築をした場合又は、その予定がある場合は役場税務係（☎39-2001）までご連絡下さい。

平成21年度 大鹿村租税教育推進協議会表彰

大鹿村租税教育推進協議会の総会が12月9日に行われ「税に関するポスター」・「税に関する標語」の中から優秀な作品が選ばれ、児童生徒の皆さんが表彰を受けました。

また、飯田地区納税貯蓄組合連合会主催の中学生の「税についての作文」では、2名が優秀作品に選ばれました。

●小学生 ポスターの部



大鹿村長賞
6年 長瀬しずくさん



飯田税務署長賞
6年 筒井 花実さん



下伊那地方事務所長賞
6年 田島 宏美さん

*大鹿村商工会長賞 私達の 輝く未来 税金で 二年 菅沼 真由さん	*大鹿村教育委員長賞 税金で みんなの未来を 守ってる 一年 篠元 真人さん	*大鹿村議会議長賞 税金で かけよう未来へ むかう橋 三年 板山 雄樹さん	*下伊那地方事務所長賞 税金は 国を支える 暮らしを支える 三年 平瀬 左京さん	*飯田税務署長賞 税金を おさめて始まる 国作り 二年 畠山菜野花さん	*大鹿村長賞 税金を 納めて広がる みんなの未来 三年 田島 智子さん
--	---	--	---	--	--

●中学生 標語の部



中学生「税に関する作文」

●納税貯蓄組合連合会 主催●

《飯田税務署長賞》

「税金の力」

三年 田 島 智 子さん



三月になったら、私は中学校を卒業し、義務教育を終えます。義務教育の九年間、私には教育を受ける義務があり、教育を受けるための費用は、税金を使い、国が負担してくれていました。

誰もがより良い教育を受けられるようにと国は、中学生一人あたり年間約九十五万円もの教育費を負担しているそうです。中学校三年間だけでも三百万円ちかい教育費を負担してくれているのは、私達に未来を担う責任があるからだと思います。十年後、二十年後もよりよい国づくりをしてほしいと願いを込め、私達の未来を投資し、多額の教育費を負担してくれているのだと思います。

国の収入のうち、約五十二パーセントは税金だそうです。両親や、地域の人々、多くの人が働いて納めた税金で国は成り立っているようです。税金があるから、税金を納めている人達がいるから、暮らしやすい社会があります。もしも税金のない社会だったら、私達は今までとはちがう、不便が多い生活を送っていたかもしれません。例えば、私は毎朝、舗装された道路を通り、橋をわたって、学校へ行きます。そして机といす、教科書を使い、先生に勉強を教えてもらいます。これは、税金のおかげで成り立っている生活です。税金のない社会だったら、でこぼこだらけの道路を通り、橋のない川に悩むことになります。学校も個人のお金で建てられることになるので最低限の広さ、設備しかないでしょう。勉強をするにも、個人で買った机といす、教科書を使い、授業料を払って、先生に教えてもらわなければいけません。このように少し考えただけでも、私達の生活は税金と、税金を納めている人達に支えられているのです。

今の暮らしやすい社会をあたりにまえに感じられるのは税金のおかげだということを理解する。それが税金を学ぶ第一歩だと思います。こんなに税金に支えられている生活を送っているにも、税金について学ぶ意欲や、身近に感じる機会はありません。だからこそ、誰にでもできる小さな意識から自分の力で身近に感じられるようにしたいと思います。学校などの公共施設を大切にすることも、小さなことですが税金を身近に感じるための行動だと思います。

私はこれから、小さなことから税金を学び、身近に感じたいです。そして、税金の使い道を理解し、「こんなふうに使ってほしい」と自分の考えをもった納税者になりたいです。

《関東信越税理士会 飯田支部長賞》

「ありがとう。」

一年 伊 波 瑠 奈さん



気づいてなかった。私も税金、はらってたんだ。

私は、税金なんて、子供には無関係。大人達がはらうもの、使うもの。そう思っていた。でも、小学生の時、百円ショップで買い物をしていて、何故か百円をあたり前のように出しているということに気がついた。そういえば、百九十二円、四百九十九円など、中途半端に一円単位までお金をはらっている。私は、母に「何故百円ショップなのに百五円はらうの?」と聞いた。すると母は、「税金についてね、国にお金をはらっているの。」と言った。意味が分からなかった。何故、国にお金をあげるの?と思った。

ある時、社会の授業で習った。私達が勉強できるのも、教科書を買わなくてすむのも、みんな税金のおかげだった。私達も含め日本中の人達が税金をはらってくれているおかげで、私達は勉強ができる。もし、先生や消防士さん、病院の先生のお給料が税金じゃなかったら。なんて考えると、すごく大変な事になると思う。

「先生。質問です。」「ハイ。一回五百円ね。」

「大変!家が家事よ。」「家一軒、火を消すのは百万円だよ。」

なんて言われたら、たまったもんじゃない。みんな自主勉強をして、大金持ちじゃないと火事は消せない。そんな風に考えると、やっぱり、税金は大切だと思う。

私は、小学生の時、「何故、国にお金をあげるの?」と思ったことが、少し恥ずかしい。だって税金は、国にあげているんじゃない。国が、一度預かってくれて、一番必要な所に使ってくれるんだ。

私達中学生一人のために、税金は九十万円も使われている。私が何気なく過ごしている日常。おいしい給食。楽しい学校生活。その一つ一つに税金が使われている。だから、何故、税金をはらうの?など、文句を言わず、日本中の人のために、たった五円でも、ちゃんとほらいたい。自分は良い暮らしをしているのに、税金をはらわない。そんなことがないようにしたい。

ありがとう。税金。

国民年金便り

平成22年1月号
住民税務課



◆◆◆あなたも年金を増やしませんか？◆◆◆ 国民年金の任意加入制度があります

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまで40年間保険料を納付しなければ、満額の年金を受け取ることができません。

老齢基礎年金額（満額）79万2100円（平成21年度）

例えば、保険料の納付済期間が30年間の場合は、満額の4分の3の年金額となります。

昭和61年3月以前に会社員や公務員の配偶者に扶養されていた方、平成3年3月以前の学生については、国民年金へ加入するかどうかは、ご本人の意志で決めることができました。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間がある場合は、年金額も少なくなります。

このため、国民年金には、ご本人の申し出により“60歳～65歳未満”の5年間、保険料を納めることで65歳から受け取れる老齢基礎年金を増やすことができる「任意加入制度」があります。

○国民年金の任意加入の対象者は？

次の①～③のすべての条件を満たす方が「任意加入」の対象者となります。

- ①国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③20歳から60歳までの年金保険料納付月数が480月未満の方

○加入した後は？

保険料を納めます。納付月数が480月に達するか65歳になると資格喪失します。

○手続きは？

大鹿村役場住民税務課国民年金担当窓口へ、加入申出書に年金手帳を添えて提出してください。

詳しくは、大鹿村役場住民税務課又は飯田年金事務所までお問い合わせください。

特別障害給付金について

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方（対象者別記）については、福祉的措置として、「特別障害給付金制度」が設けられています。

支給の対象となる方

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者

のいずれかであって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。

支給額

障害基礎年金1級相当に該当する方は、月額50,700円。
障害基礎年金2級相当に該当する方は、月額40,560円。
（月額は平成21年度）

- ・ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給額の全額又は半額が停止される場合があります。
- ・老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給いたします。（老齢年金等の額が特別障害給付金の額を上

回る場合は、特別障害給付金は支給されません。）

- ・経過的福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の受給資格は喪失します。
- ・特別障害給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給いたします。

請求手続きの窓口

大鹿村役場住民税務課です。

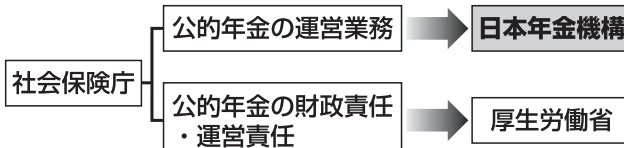
＜お知らせです！！＞

「日本年金機構」が1月1日よりスタートしました。

＊社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

◎国民の皆様の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織、人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わりました。

◎お近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりましたが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。





介護・高齢福祉通信



沢井地区にお住まいの松下兼茂さん（95歳）、ちはるさん（94歳）の大鹿村で最高齢ご夫婦を紹介し
ます。

ちはるさんが、沢戸から嫁いで70年が経ち、二人で暮らしています。

若い頃は、兼茂さんは炭焼きや、建設作業員として、ちはるさんは、製糸工場や子どもの子守などを
してきました。

現在、兼茂さんは焚き物を作ったり、畑を耕し二人で食べる野菜をつくっています。ちはるさんは、
炊事、洗濯など家事をし、畑の草とり等
をして、兼茂さんとお互い協力しながら
毎日を過ごしています。

定期的に、息子の亜起男さんが日用品
を届けたり、兼茂さんができない、重労働
を手伝い、ご両親のサポートをしてい
ます。

兼茂さんは、俳句が趣味で地蔵峠には
句碑があります。先日ちはるさんが作っ
てくれたご飯がおいしかったと、「歳余
す 妻の大根 汁を吸う」という句をつ
くられました。

「食べることが楽しい」と、今年も二人
で仲良く暮らしていく決意です。



早期発見・早期治療・早期対応で 認知症に早く気づくことが大切



●こんなサインに気をつけて！



早期発見により治療すれば治る、あるいはある程度の回復が望める認知症があります。また、進行を遅らせる
ことができます。自分や身近な人に上記のような症状が目立つようになったときは、「年だから」「たまたま体
調が悪かっただけ」などと思わず、かかりつけ医や専門医を受診しましょう。

村でも認知症に関する講座等を開催していきます。誰でも認知症になる可能性があります。認知症を知り理解
して、予防につとめ、認知症になっても支え合える地域をつくりましょう。

会社・法人登記の事務取扱庁の変更について 長野地方法務局

長野地方法務局の以下の庁において取扱う会社・法人登記事務については、次のとおり順次長野地方法務局法人登記部門で取り扱うことになりますので、お知らせします。

なお、不動産（土地・建物等）登記事務については、取扱いの変更はありません。

変更前の取扱庁	対 象 の 区 域	変 更 年 月 日	変更後の取扱庁
飯山支局	飯山市、中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	平成22年1月12日(火)	長野地方法務局 法人登記部門
上田支局	上田市、東御市、長和町、坂城町、青木村	平成22年1月12日(火)	
佐久支局	佐久市、小諸市、小海町、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、川上村、南牧村、北相木村、南相木村	平成22年1月12日(火)	
松本支局	松本市、塩尻市、安曇野市、波田町、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	平成22年3月23日(火)	
木曽支局	木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	平成22年3月23日(火)	
大町支局	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	平成22年3月23日(火)	
諏訪支局	諏訪市、岡谷市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	平成22年5月31日(月)	
飯田支局	飯田市、松川町、高森町、阿南町、大鹿村、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村	平成22年5月31日(月)	
伊那支局	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	平成22年5月31日(月)	

変更後の取扱い

○変更前の取扱庁（上記9箇所の支局）で引き続き取り扱う事務

- 会社・法人の登記事項証明書、印鑑証明書の発行
(動産・債権譲渡登記の概要記録事項証明書発行を含む。ただし、登記事項要約書の交付事務は、長野地方法務局法人登記部門で取り扱います。)
- 印鑑カードの交付事務 ●印鑑カードの廃止事務 ●電子証明書の発行事務 ●電子証明書の使用廃止事務
- 電子証明書識別符号（休止届出用暗証コード）の変更事務

○取扱庁変更後、長野地方法務局法人登記部門で取り扱う事務

商業・法人登記の申請事務をはじめ、上記9箇所の支局で取り扱う事務を含むすべての事務

※取扱庁変更後の会社・法人登記に係るご相談は、すべて長野地方法務局法人登記部門でお受けします。

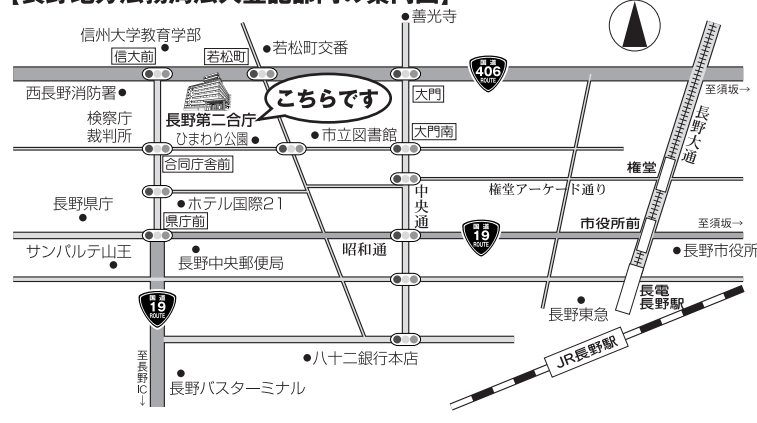
電話026-238-7580 又は026-235-6651

☆会社・法人登記の申請、登記事項証明書及び印鑑証明書の請求は、オンライン申請や郵送申請でも行うことができます。手続等の詳細につきましては、以下のホームページを御覧ください。

オンライン申請（法務省オンライン申請ホームページ） <http://shinsei.moj.go.jp/>
 登記の手続（法務省民事局ホームページ） <http://www.moj.go.jp/MINJI/>

【お問い合わせ先】 長野地方法務局法人登記部門
 〒380-0846 長野市旭町1108 長野第二合同庁舎2階 電話026-235-6651（直通）

【長野地方法務局法人登記部門の案内図】



【交通手段】

車

県庁前の道を北に向かい、信号「合同庁舎前」を通過し、右手「長野第二合同庁舎」（灰色の5階建）の2階

電車

☆JR「長野駅」下車

善光寺口から外へ→

長野駅前バス停④番の乗り場から、市内循環バス「ぐるりん号」乗車、

「合同庁舎前」下車。徒歩1分

☆長野電鉄「権堂駅」下車

改札を出て右手階段を上り、「権堂アーケード通り」内を直進→正面「北野文芸座」に突き当たり右折→信号「大門南」を左折→直進→信号「合同庁舎前」を右折→右手「長野第二合同庁舎」（灰色の5階建）の2階。徒歩15分

笹木美さる	伊東治	中田有紀	片桐豊弥	神田江梨奈	大森貴博	趙文秀	大原嘉	北島留美	山崎友恵
103歳	85歳	(飯田市)	(落合)	(上蔵)	(飯田市)	(中国)	(落合)	(下市場二)	(箕輪町)

ご冥福をお祈りします

末永くお幸せに

下澤百華	後藤稜翔	多田春嶺	松尾奏音	木村響
(寛)	(慎治)	(聡)	(祐志)	(昭夫)
文満	文満団地	上蔵	入沢井	

お誕生おめでとう



神崎よし	小林勘一	伊藤美秋	北澤操	上島しげよ	近藤金子	岡田泰幸	栗山ひで子	松澤友安	小林茂美恵	松下てつよ	柳島貞男	宮下かずる	田代ウタ子	坂下いそ恵	山下みさを	北原正雄
89歳	80歳	86歳	86歳	83歳	100歳	72歳	86歳	78歳	94歳	77歳	95歳	101歳	81歳	91歳	89歳	79歳
文満	上蔵	塩河	塩原	上市場	大栗	中峰	北原	文満	下木	上市場	北入一	西戸	沢戸	上市場	下青木	下市場二

村の行事予定

2月

2日	その他紙の収集日
4日	廃プラスチックの収集日
9日	アルミ缶と鉄類の収集日
16日～ 3月7日	南アルプスリレー展覧会 (村内会場で写真展)
23日	チラシ・雑誌の収集日
25日	廃プラスチックの収集日
下旬	福祉と健康の集い

3月

上旬～中旬	日赤婦人科検診
4日	その他プラスチックの収集日
9日	ビン類とペットボトルの収集日
11日	廃プラスチックの収集日
中旬	公民館クラブ発表会・歌舞伎教室発表会
16日	スチール缶と鉄類の収集日
23日	新聞紙の収集日
25日	廃プラスチックの収集日
27日	世界遺産フォーラム南アルプスin飯田
下旬	埋立ゴミの収集 (予定)

4月

6日	その他紙の収集日
8日	廃プラスチックの収集日
13日	アルミ缶と鉄類の収集日
17日	大鹿さくら祭り(第3土曜日)
20日	ダンボール・牛乳パック等の収集日
22日	廃プラスチックの収集日



愛ねっと北部

(下伊那北部地区結婚相談所)

登録者
受付中

下伊那北部地区結婚相談所「愛ねっと北部」では、登録者を随時受け付けています。

現在90人程登録された方がいます。

専門の相談員が面談によりご相談をお受けし、理想と思われる方をご紹介します。

12月13日には、クリスマスイベントを開催し、20余名の方が参加しました。

次回はバレンタインイベント、来年度は月1回ペースのイベントを企画していますので、大鹿村の皆様も積極的な登録と参加をお願いします。

村でも、結婚相談員が随時相談を受け付けています。お気軽にご利用ください。

愛ねっと北部

予約制

相談・登録料
無料

開所日

月～金曜日

午後1時～午後6時

第2・第4、土・日曜日

午後3時～午後8時

場 所

豊丘村役場隣り 保健センター1階

電話 34-2322 FAX 34-2516

松川インター大鹿線滝沢工区 いよいよ開通！



松川インター大鹿線滝沢工区が平成21年12月26日(土)午前11時、参議院議員吉田 博美様、衆議院議員加藤 学様、長野県建設部長入江 靖様をはじめ、大勢の皆様のご臨席のもと開通式を執り行い、待望の開通となりました。

この事業は平成17年5月の落石事故を契機として、多くの皆様のご尽力により滝沢トンネルが着工されたことを改めて胸に刻むとともに、携わられた皆様のご苦労に対しまして心より感謝申し上げます。

この路線は松川町・中川村・大鹿村を結ぶ地域の産業と生活を支える重要な道路であり、この工区の開通によりまた一歩安全で安心して通行できる道となりましたことは、更なる地域の発展に寄与できるものと確信しています。

今後も関係の皆様方に一層のご支援、ご協力をお願いし、一日も早く安全な道となるよう進めてまいります。

松川インター大鹿線及び松川大鹿線
改良促進期成同盟会
会長 大鹿村長 柳島 貞康

■滝沢工区 概要

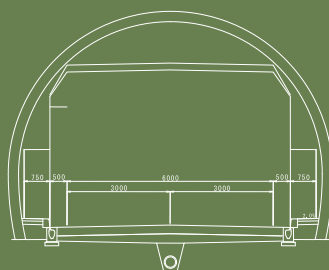
全体延長	L=1,260.0m
トンネル	L=958.0m
橋梁	L=141.0m
取付道路	L=161.0m
幅員	W=6.0(7.0~8.0)m
設計速度	40km/h
事業費	23億円

■施工（業者名）

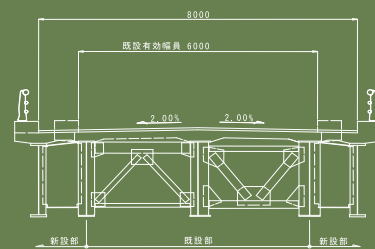
滝沢トンネル(本体)	戸田建設(株)
滝沢トンネル(照明設備)	(株)エス・ディー・ケー
滝沢トンネル(非常用設備)	東陽興業(株)
滝沢橋上部工	綿半インテック(株)
滝沢橋下部工(A1)	(株)吉野組
滝沢橋下部工(A2)	小池建設(株)
滝沢橋下部工(P1)	木下建設(株)
滝沢橋下部工(P2)	神稲建設(株)
取付道路	神稲建設(株)
落石防護網工	(株)トライネット



取付道路



滝沢トンネル



滝沢橋

